

## 建設廃棄物の自ら利用に係る事務処理要領

### 第1条（目的）

この要領は、公共工事及び公共工事以外の工事（以下「工事」という。）において発生する産業廃棄物の現場内における自ら利用について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に沿って適正に処理するために必要な処理手順を定めることにより、産業廃棄物の減量化・有効利用を推進することを目的とする。

### 第2条（対象産業廃棄物）

この要領で対象とする産業廃棄物の種類は、工事で発生するがれき類、木くず（以下「建設廃棄物」という。）とする。

### 第3条（事前協議）

工事現場内での建設廃棄物の有効利用を行おうとする者（公共工事については発注課（以下「発注課」という。）、また公共工事以外の工事については元請け業者（以下「元請け業者」という。））は、事前に下記内容について産業廃棄物指導課と協議することとする。

- （1）工事名称
- （2）工事場所
- （3）全体工期
- （4）自ら利用施工期間
- （5）施工工事概要
- （6）自ら利用の内容
  - ①産業廃棄物の種類
  - ②予想発生量
  - ③予想使用量
- （7）中間処理の方法等
- （8）現場見取り図
- （9）自ら利用範囲の施工図面（基礎伏図等）
- （10）工事工程表（全体）、自ら利用施工に係る工程表
- （11）その他、提出指示があったもの

### 第4条（建設廃棄物の自ら利用計画書の提出）

前条の協議の後、発注課または元請け業者は協議内容を建設廃棄物の自ら利用計画書（様式1）に記入の上、産業廃棄物指導課まで提出しなければならない。

#### 第5条（審査基準）

建設廃棄物の自ら利用を行うにあたっては、次の各号に適合していなければならない。

- （1）現場内で自ら中間処理を行い、同一現場内にて、自ら利用を行うこと
- （2）環境保全上支障がないこと

#### 第6条（報告）

発注課または元請け業者は、建設廃棄物の自ら利用工事終了報告書（様式2）を産業廃棄物指導課まで提出する。（写真添付）

#### 附 則

この要領は、平成5年9月20日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成24年12月1日から施行する。